

「第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の策定について

【1 計画策定の根拠及びこれまでの計画策定状況】

県の基本計画の策定にあたっては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3の規定に基づき、国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）に即して基本計画を策定することとされている。

このため、山梨県においても平成17年度に「山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定した。

- ①第1次計画：H17年度策定（計画期間 H18・H20）／ 3年間
- ②第2次計画：H20年度策定（計画期間 H21・H25）／ 5年間
- ③第3次計画：H25年度策定（計画期間 H26・H30）／ 5年間
- ④第4次計画：H30年度策定（計画期間 H31・R5）／ 5年間

【2 国における最近の動き（法律・基本方針）】

- ◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正①…令和2年4月1日施行
（改正のポイント…児童虐待防止対策及びDV被害者保護対策の強化）
 - ◆相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を法文上明確化
 - ◆保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることを明確化
 →県第5次DV防止計画に反映予定（既に記載があるので内容を拡充）
- ◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正②…令和6年4月1日施行
（改正のポイント…国基本方針・都道府県基本計画の記載事項拡充、協議会の法定化）
 - ◆国基本方針と都道府県基本計画で「被害者の自立支援」「民間団体との連携・協力」を定めるべきこととして明確化
 - ◆関係機関等の協議会設置が法定化、都道府県は努力義務・市町村はできる規定
 →県第5次DV防止計画に反映予定（既に記載があるので内容を拡充）
- ◎「基本方針」改正①…令和2年4月1日施行
 - ◆法改正に伴う改正
 - ◆「女性活躍加速のための重点方針2019」を踏まえた内容の充実
 →県第5次DV防止計画に反映予定
- ◎「基本方針」改正②…令和6年4月1日施行
 - 7月中に内閣府より示される予定
 →県第5次DV防止計画に反映予定

【3 県第5次DV防止計画の策定について】

(1) 計画期間 令和6年度～令和10年度までの5年間

なお、今後、DV防止法の改正や基本方針が見直された場合、または新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととする。

(2) 「第5次山梨県男女共同参画計画」との関係

本県における男女共同参画行政施策の基本的方向と具体的施策について定めた「第5次山梨県男女共同参画計画」との整合性を図りながら、DV防止及び被害者の保護等の基本的方向性を示すこととする。

(3) 計画策定における体制

- ◆「山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画庁内検討委員会」
本年度、庁内検討委員会を設置し、同委員会において計画の方向性や進め方等について審議するとともに、ワーキンググループが中心となり、計画原案作成に向けての具体的な検討を行う。
- ◆以下の会議においても、御意見等を伺う。
 - ①山梨県男女共同参画審議会
 - ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会
(構成員は、県・市町村・地域・関係機関等)

(4) 策定進捗状況

- ①第1回庁内検討委員会（5月15日）
 - ・県内におけるDVの現状や課題、求められる支援等について共有（女性相談所から説明）。
 - ・県第5次DV防止計画策定の体制、スケジュール、法改正の概要、次期計画策定の大まかな方針を説明し、庁内検討委員会構成員（関係各課）から了承を得た。
- ②第1回庁外ワーキンググループ会議（6月16日）
 - ・DV被害者支援等に直接携わる民間団体や関係機関に出席いただき、支援にあたり日々感じている困りごとや課題、次期計画で充実させるべき点等の意見交換を行った。
 - ※頂戴した意見は資料（3）-2のとおり。
- ③第1回庁内ワーキンググループ会議（7月26日予定）
 - ・②庁外ワーキンググループ会議で出された意見を関係各課に共有し、次期計画で重点的に取り組むべき点や各課で実施可能な施策の検討を行う。

(4) 計画策定に向けての主なスケジュール

第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定に向けてのスケジュール

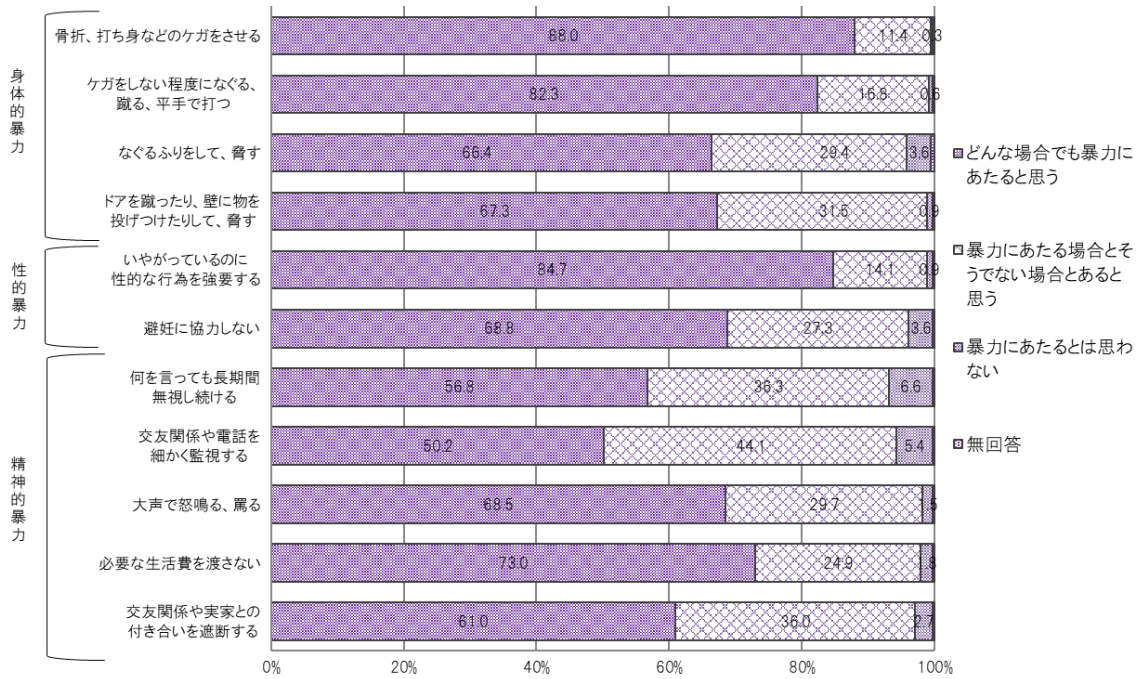
	山梨県男女共同参画審議会	庁内検討委員会		その他
		検討委員会	ワーキンググループ(WG)	
R5.5		◆第1回検討委員会 計画策定の方向性及び策定スケジュール等について		
R5.6			(下旬) ◆第1回WG(庁外) ・第1回検討委員会の内容報告 ・計画の枠組み(体系)、進め方等の基本的事項検討 ・DV被害者支援等を行う上での課題や意見の交換	
R5.7			(下旬) ◆第1回WG(庁内) ・第1回検討委員会及び第1回WG(庁外)の内容報告 ・計画の枠組み(体系)、進め方等の基本的事項検討	◆各課へ計画内容照会 (計画内容とりまとめ) ◆計画素案作成
R5.8	◆第1回審議会 ・第1回検討委員会内容報告 ・計画策定に関する意見聴取			
R5.9			(上旬) ◆第2回WG(庁内外) 計画素案の検討・修正	◆各課へ計画素案照会
R5.10		◆第2回検討委員会 計画素案検討・決定		(上旬) ◆関係機関連絡協議会 計画素案に対する意見聴取 (10月中) ◆計画原案確定
R5.11				◆計画原案の確認、修正
R5.12	◆第2回審議会 計画原案について審議			(中旬) ◆庁議 ◆パブコメ(~1月中旬)
R6.1				(下旬) 必要に応じて関係各課へ照会(パブコメ対応) ◆庁議(パブコメ結果等踏まえ計画報告・決定)
R6.2				◆計画の公表

配偶者等からの暴力に関する現状等について

【山梨県県民意識・実態調査（R2）】

I 女性に対する暴力の状況

「骨折、打ち身などのケガをさせる」や「ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ」などの身体的暴力については、80%を超える人が暴力であると認識している一方で、「何を言っても長時間無視し続ける」や「交友関係や電話を細かく監視する」などの精神的暴力については、暴力と認識していない人が5%程度いる状況にある。



◆県民意識・実態調査（H27 と R2 の調査比較）

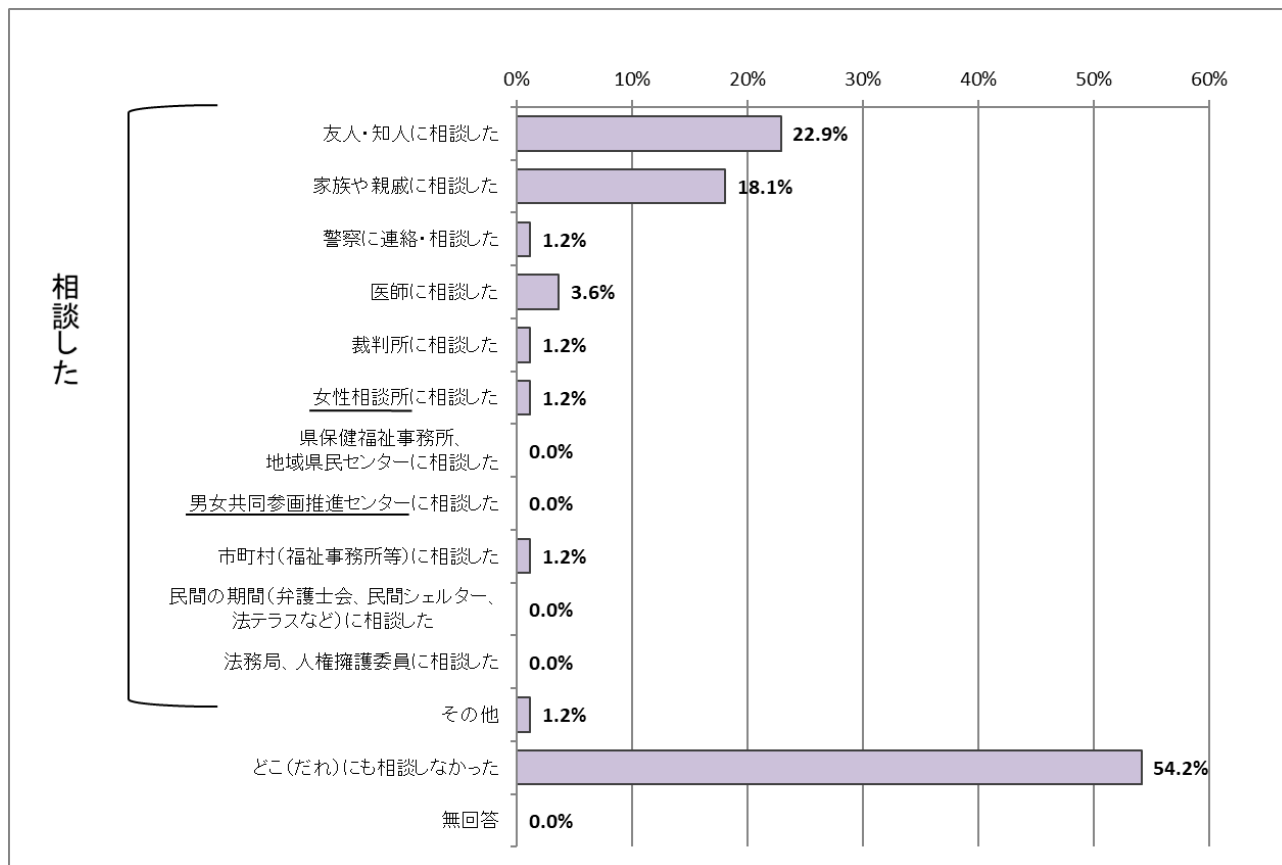
H27 と R2 の調査結果ともに同様の傾向が伺えるが、「G：何を言っても長期間無視し続ける」、「H：交友関係や電話を細かく監視する」などについては、暴力にあたると思わない人の比率が高く、精神的暴力に関しては、暴力としての認識が薄い傾向がある。

項目	どんな場合でも暴力にあたると思う		暴力にあたる場合とそうでない場合とあると思う		暴力にあたるとは思わない		無回答	
	H27	R2	H27	R2	H27	R2	H27	R2
A 骨折、打ち身などのケガをさせる	82.8	88.0	10.1	11.4	0.5	0.3	6.6	0.3
B ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ	73.8	82.3	18.3	16.8	1.0	0.6	6.8	0.3
C なぐるふりをして、脅す	59.0	66.4	28.4	29.4	5.1	3.6	7.5	0.6
D ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして、脅す	59.6	67.3	29.7	31.5	3.2	0.9	7.5	0.3
E いやがっているのに性的な行為を強要する	69.4	84.7	20.5	14.1	3.0	0.9	7.1	0.3
F 避妊に協力しない	51.7	68.8	30.2	27.3	9.3	3.6	8.8	0.3
G 何を言っても長期間無視し続ける	49.3	56.8	34.4	36.3	9.0	6.6	7.3	0.3
H 交友関係や電話を細かく監視する	43.6	50.2	38.4	44.1	10.3	5.4	7.7	0.3
I 大声で怒鳴る、罵る	59.5	68.5	29.9	29.7	3.7	1.5	6.8	0.3
J 必要な生活費を渡さない		73.0		24.9		1.8		0.3
K 交友関係や実家との付き合いを遮断する		61.0		36.0		2.7		0.3

II 女性に対する暴力の相談状況

配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合は半数以上であり、専門機関である配偶者暴力相談支援センターに相談した人の割合は非常に低い状況となっている。

配偶者から受けた行為について誰かに相談したか



◆県民意識・実態調査（H27 と R2 の調査比較）

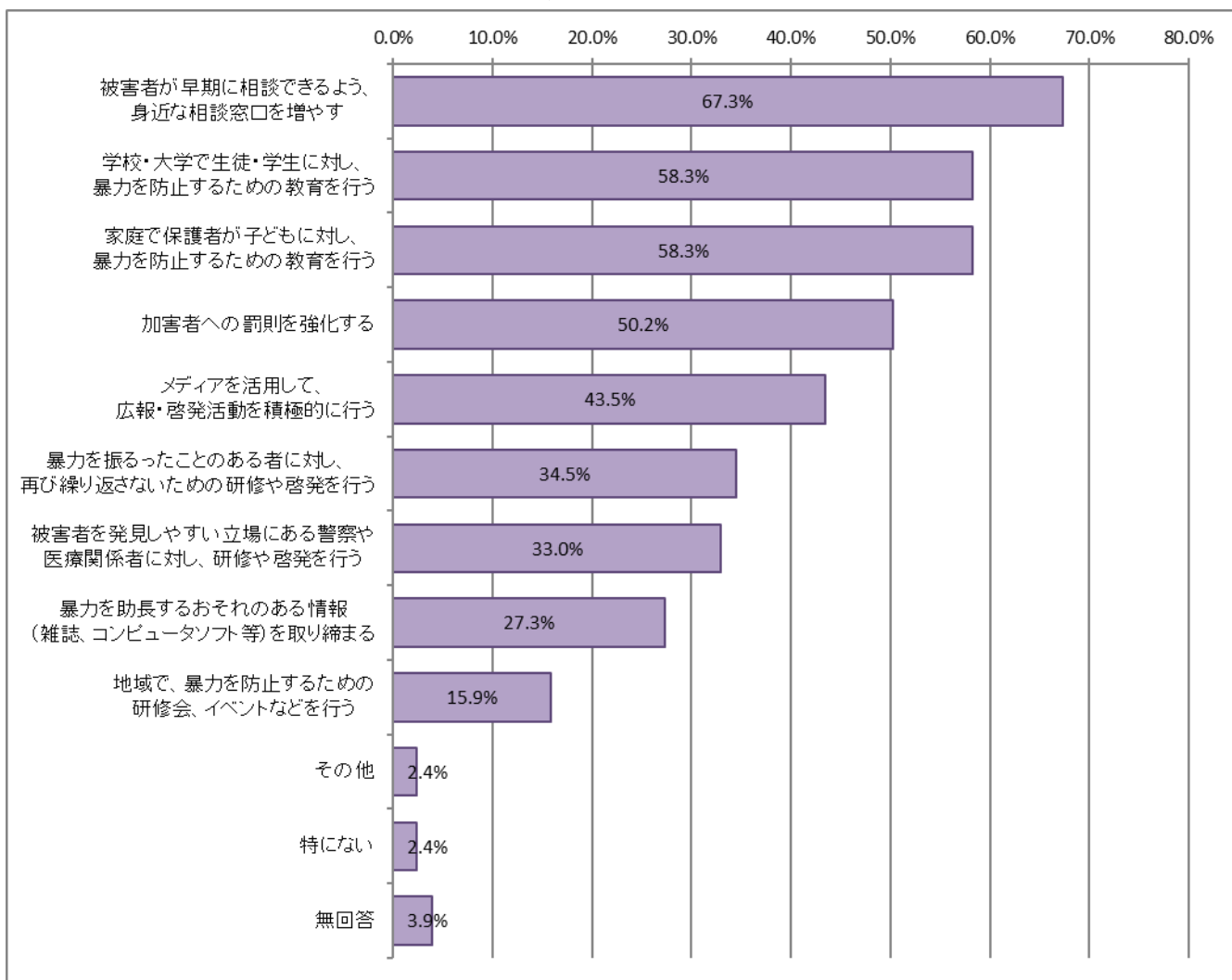
H27 と R2 の調査結果を比較すると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合が増えており、その他の項目については全体的に割合が減少している。

項目	H27	R2
友人・知人に相談した	23.2	22.9
家族や親戚に相談した	31.8	18.1
警察に連絡・相談した	1.8	1.2
医師に相談した	3.1	3.6
裁判所に相談した	2.8	1.2
女性相談所に相談した	0.9	1.2
県保健福祉事務所、地域県民センターに相談した	0.6	0.0
男女共同参画推進センターに相談した	0.3	0.0
市町村(福祉事務所等)に相談した	0.6	1.2
民間の期間(弁護士会、民間シェルター、法テラスなど)に相談した	2.8	0.0
法務局、人権擁護委員に相談した	0.3	0.0
その他	0.9	1.2
どこ(だれ)にも相談しなかった	48.0	54.2
無回答	6.1	0.0

Ⅲ 暴力を防止するために必要なこと

男女間における暴力を防止するために必要なこととしては、「被害者が早期に相談できるような身近な相談窓口を増やす」というのが最も多く、続いて、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」という教育の必要性に関する回答が多かった。

男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思うか (R2)



「第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定における方向性（素案）

■計画の視点

県の配偶者等からの暴力に関する現状等を踏まえ、次のような視点から第5次基本計画を策定していくことが必要と考えられる。

～「配偶者からの暴力を許さない社会の推進と
被害者の立場に立った支援」を行っていくために～

- ◎ 「暴力を許さない、さらなる県民意識の醸成」
- ◎ 「将来にわたる暴力を防止するため、若年層への予防教育の充実」
- ◎ 「相談体制の充実」
- ◎ 「被害者の自立に向けた支援の充実」(国 R6.4.1 拡充)
- ◎ 「被害者やその同伴する子ども等への保護・支援体制の充実」
- ◎ 「関係機関との連携」(国 R6.4.1 拡充)
- ◎ 「市町村におけるDV防止計画の策定促進」



◆暴力の未然防止及び被害の早期発見施策の充実

暴力は許さないという県民意識の醸成を図るため、多様な媒体を活用した効果的な普及啓発の充実、将来にわたる暴力を予防するための子育て家庭への暴力防止の啓発、学校における予防教育の推進等に取り組む。

◆相談体制及び被害者の保護・支援体制の強化

同伴する家族(特に、子どもの学習支援、精神的ケアの充実。)も含め、多様なケースに応じるための相談支援体制の強化、情報提供の充実を図る。また、複雑なケースに対応する相談員等のスキルアップや心理ケア等にも取り組む。

◆被害者の自立に向けた支援の充実・強化

被害者に寄り添い、自立に向けて切れ目のない支援を行っていくよう、関係各課や関係機関それぞれが効果的な施策を出し合い、連携しながら多角的に支援を充実・強化させていく。

◆関係機関等との連携強化

暴力の未然防止、早期発見、被害者の自立支援等、被害者の立場に立った様々な支援を行うため、関係機関との連携を強化する。